

II. 最終処分場編

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2期事業 要求水準書

II. 最終処分場編

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 一般事項 | 1 |
| 第1節 本書の位置付け | 1 |
| 第2節 計画概要 | 1 |
| 第3節 事業概要 | 1 |
| 第4節 施設建設・運営の基本方針 | 3 |
| 第5節 基本的な事業条件 | 4 |
| 第2章 施設の設計・建設に関する要件 | 6 |
| 第1節 施設の設計・建設に関する基本的事項 | 6 |
| 第2節 本施設に関する技術要件 | 10 |
| 表 2-1 放流水質 | 13 |
| 第3節 完工確認 | 16 |
| 第3章 施設の維持管理・運営に関する要件 | 17 |
| 第1節 本施設の維持管理・運営に関する基本的事項 | 17 |
| 第2節 既設最終処分場の維持管理・運営に関する技術的要件 | 19 |
| 第3節 新設最終処分場の維持管理・運営に関する技術的要件 | 24 |
| 第4章 埋立終了後の施設の管理に関する要件 | 28 |
| 第1節 既設最終処分場の埋立終了後の管理に関する技術的要件 | 28 |
| 第2節 新設最終処分場の埋立終了後の管理に関する技術的要件 | 29 |

第1章 一般事項

第1節 本書の位置付け

本要求水準書は、鈴鹿市（以下「市」という。）が発注する一般廃棄物最終処分場整備及び運営に関し、市が要求する設計・建設に関する要件、維持管理に関する要件についての仕様を示すものである。

第2節 計画概要

本事業は、鈴鹿市の一般廃棄物の適正な処分を行うため、鈴鹿市内に一般廃棄物最終処分場を新設し運営を行うこと及び既存の最終処分場の運営を行うことである。

第3節 事業概要

1.3.1 事業名称

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業

1.3.2 事業実施場所

三重県鈴鹿市国分町地内

1.3.3 事業計画地

「別紙1：計画位置図」参照

1.3.4 事業内容

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

1.3.4.1 施設の設計

- ①施設の設計
- ②その他関連業務（生活環境影響調査，設置にかかる手続き等，国庫交付金申請手続き等の支援（関連機関との協議を含む）等）

1.3.4.2 施設の建設工事

- ①施設の建設工事
- ②工事監理業務
- ③施設の移管業務
- ④その他関連業務

1.3.4.3 施設の維持管理・運営

- ① 既設最終処分場の維持管理・運営
 - ・ 廃棄物の受入業務
 - ・ 施設の受付業務
 - ・ 廃棄物の埋立業務
 - ・ 浸出水処理施設の運転管理業務
 - ・ 施設の維持管理業務
 - ・ 施設の情報管理業務
 - ・ 施設の環境管理業務
 - ・ その他関連業務
- ② 新設最終処分場の維持管理・運営
 - ・ 廃棄物の受入業務
 - ・ 施設の受付業務
 - ・ 廃棄物の埋立業務
 - ・ 浸出水処理施設の運転管理業務
 - ・ 施設の維持管理業務
 - ・ 施設の情報管理業務
 - ・ 施設の環境管理業務
 - ・ その他関連業務

1.3.4.4 埋立終了後の施設の管理

- ①既設最終処分場の埋立終了後の管理
 - ・ 既設最終処分場に係る最終覆土業務
 - ・ 埋立終了後の管理期間における施設の管理業務
- ②新設最終処分場の埋立終了後の管理
 - ・ 新設最終処分場に係る最終覆土業務
 - ・ 埋立終了後の管理期間における施設の管理業務

1.3.5 事業期間

- ・設計・建設期間：平成23年4月から平成26年3月まで3年間
- ・維持管理・運営期間：
 - 既設分：平成23年4月から平成26年3月までの3年間
 - 新設分：平成26年4月から平成41年3月までの15年間
- ・埋立完了後管理期間
 - 既設分：平成26年4月から平成43年3月までの17年間
 - 新設分：平成41年4月から平成43年3月までの2年間

1.3.6 事業実施用地の概要

1.3.6.1 用地面積

約4.5ha

「別紙3：敷地境界図（リサイクルセンター、最終処分場）」に示す鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業用地内に、リサイクルセンター及び最終処分場を建設する。

そのうち、最終処分場面積は、2.5ha未満とする。

1.3.6.2 地形・地質

「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業に係る事前調査報告書」（以下「事前調査報告書」という。）を参照のこと。

1.3.6.3 都市計画事項等

- ・都市計画法に基づく市街化調整区域に該当する。
- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に該当する。ただし、農用地区域には該当しない。
- ・森林法に基づく民有林に該当する。
- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地に該当する。

第4節 施設建設・運営の基本方針

施設の建設・運営にあたっては、本施設は周辺自然環境との調和を図り、公害・災害対策等に万全を期すること。

表 1-1 基本方針

| 基本的事項 | 基本方針 |
|---------------|---|
| 最終処分場の基本的あり方 | ①周辺自然環境との調和 ②公害・災害対策に万全を期す |
| しゃ水工のあり方 | ①漏出・破損が生じ難い構造・材質の採用 ②モニタリング |
| 排水および水処理のあり方 | ①浸出水：内部貯留させないための集排水の迅速化 ②雨 水：浸出水化の防止，災害の防止 ③地下水：浸出水系統との完全分離 ④浸出水処理施設：安全・安定プロセスの確立 |
| 埋立および維持管理のあり方 | ①埋立情報の蓄積 ②適切な維持管理体制 |
| 環境保全のあり方 | ①自然の回復を目指した土地利用 |
| 浸出水漏出防止対策 | ①浸出水を速やかに埋立地内から排除する。 ②浸出水の外部への漏出を防ぐしゃ水工構造を計画する ③しゃ水機能を常時監視し，異常があれば速やかな対応が可能なモニタリングシステムを計画する |

第5節 基本的な事業条件

1.5.1 本事業で建設する施設の基本条件

- ・埋立構造 : 準好気性埋立構造
- ・埋立方式 : セル方式
- ・埋立容量 : 約 90,000m³

(上記容量は、廃棄物容量とし、即日覆土、中間覆土、最終覆土は、含まないものとする。)

1.5.2 受入対象物

鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物

- ・破碎不燃物
- ・選別プラスチック減容固化物
- ・直接搬入土砂がれき

1.5.3 公害防止基準

1.5.3.1 大気汚染に関する基準値

大気汚染防止法，その他関係条例等に準拠すること。

1.5.3.2 騒音に関する基準値

騒音規制法，その他関係条例等に準拠すること。

1.5.3.3 振動に関する基準値

振動規制法，その他関係条例等に準拠すること。

1.5.3.4 悪臭に関する基準値

悪臭防止法，その他関係条例等に準拠すること。

1.5.3.5 排水に関する基準値

水質汚濁防止法，廃棄物最終処分場性能指針（厚生省生衛発第 1903 号），排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 12 年施行），その他関係条例等に準拠すること。

1.5.4 関連法令等

本事業を実施するにあたっては，環境基本法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，水質汚濁防止法，河川法，砂防法，森林法，廃棄物最終処分場性能指針，ダイオキシン類対策特別措置法，廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領，三重県公共工事共通仕様書，三重県バリアフリーのまちづくり推進条例，三重県自然環境保護条例，その他関連する法令等を遵守すること。

1.5.5 官公署等申請への協力

事業者は，市が行う官公署等への申請（交付金申請等を含む。）に全面的に協力し，市の指示により必要な書類・資料等を提示すること。

第2章 施設の設計・建設に関する要件

本要求水準書は、本施設を設計・建設するにあたり考慮すべき最低限の内容を示すものである。また、事前調査報告書は参考図書として提示するものである。したがって、本要求水準書に記載する要件以外であっても、本事業を実施する上で当然必要となる施設・設備、または工事の性質上、当然必要と思われるものについては、事業者の提案に委ねるものである。

第1節 施設の設計・建設に関する基本的事項

2.1.1 設計図書

本施設の設計・建設にあたっては、次の図書に基づき行うこと。

- ①事業契約書
- ②本要求水準書
- ③本事業における事業者の提案図書
- ④本事業における事業者の提案参考図書
- ⑤国及び県、市に定められる基準書（最新版）
- ⑥その他、市が指示するもの

2.1.2 設計の基本条件

- ①本事業を実施するために必要な施設・設備は、最終処分場を機能的に建設・運営できるよう考慮すること。
- ②本施設への車両等の搬出入口は、1箇所とすること。
- ③本事業実施用地の浸出水処理水は、鈴鹿川に放流すること。
- ④浸出水処理は、既存の最終処分場の浸出水と合わせて、1つの浸出水処理施設で処理すること。その場合、既存の浸出水処理施設を改良すること、及び、新規に施設を整備することのどちらも可能とする。なお、新規に施設を整備する場合は、既存の浸出水処理施設を解体し、適切に処分すること。
- ⑤リサイクルセンターからの排水を本浸出水処理施設で受け処理すること。
- ⑥本事業実施用地の雨水は、上中谷処分場に設置される雨水排水溝に接続すること。なお、既存雨水排水溝の流下能力が不足する場合は、付け替え工事を行うこと。
- ⑦原則として、工事にて発生する掘削土は、貯留構造物等の盛土材、廃棄物の覆土材、等に活用すること。なお、残土については適正に処分すること。また、廃棄物の覆土として利用する場合には、覆土材置き場は、市と協議の上、市の指定する箇所とする。
- ⑧本事業実施用地の形状を良好に活用し、周辺住宅地、主要道路からの景観を損なうことのないよう計画すること。なお、建物等に関し、やむをえない場合は、構造、意匠等、

周辺環境との調和に留意すること。

- ⑨本施設の機能を理解でき、かつ、安全な見学者動線を考慮すること。見学者は100名程度以上に対応できるものとする。なお、見学者動線には、本施設全体が見渡せるポイントを含めること。
- ⑩本事業実施用地の立木の伐採は必要最小限度に留めること。
- ⑪出来る限り、消費エネルギーの低減及び省資源化を図るものとする。
- ⑫本事業実施用地西側の道路は、建設後も北側へ通り抜けが可能となるよう計画すること。
- ⑬既設のφ1,500の雨水集排水管は、提案する施設形状に合わせ、本事業実施用地の北側まで延長し、上流の雨水の集水が可能な状態とすること。

2.1.3 建設の基本条件

- ①作業日は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除いた日とし、作業時間は、原則として、午前8:30～午後5:15までとする。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業等が発生する場合は、市と協議し、承諾を得た後に実施すること。
- ②工事中の濁水等、周辺環境に配慮すること。
- ③準備工として、測量を実施すること。
- ④事業実施用地に工作物や樹木が存在する場合、本工事の障害となるものを撤去処分すること。
- ⑤地中障害物は適切に処分する。ただし、予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、市と協議を行うこと。
- ⑥本工事に伴って発生する建設発生土のうち、埋戻土として使用しない残土は、場内の指示する位置に運搬し仮置きすること。なお、発生土の飛散・流出対策を講じること。また、運搬に当たっては発生土をまき散らかさないよう荷台をシートで覆う等適切な措置を講ずること。
- ⑦工事用車両の通行道路及び工事用地への出入りは、原則として西側道路から計画する。なお、工事用車両の待機は用地内で行い、周辺道路に駐停車をしないこと。必要により用地内に仮設道路を設けること。
- ⑧仮囲い及び出入口ゲートを設置するとともに、施工期間中の維持管理を十分に行うこと。なお、素材・意匠等については地域環境との調和を図ること。
- ⑨工事用車両は、洗車を行い構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出すること。
- ⑩騒音・振動が発生しやすい工事については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の環境基準を遵守するとともに、できるだけ低減をはかること。
- ⑪ほこりが発生する恐れのある場合は、適時散水を行う等必要な措置を行うこと。
- ⑫工事車両が通行する道路等に対する養生を十分行うこと。なお、工事用車両により、既存道路が傷んだ場合は補修すること。
- ⑬工事現場全体の保安のために、交通整理用員を配置させるほか、警備員を常駐させる。

また、工事用車両の出入口では、交通整理を行い、既存施設の利用者など一般通行者の安全を図る。なお、本工事及び関連工事等の施工に際し、既存施設の利用者など一般通行者の車両の動線確保などで影響が生ずる恐れのある場合は、必要箇所に交通整理用員を配置し、交通整理を行うこと。

⑭市が地元住民と締結している協定及び事業期間中に協定を締結した場合は、これを遵守すること。

⑮建設工事に伴い、工事上の騒音・振動を正確に把握するため、必要に応じ、騒音・振動及び敷地周辺の地盤変形等の調査を行う。

⑯施設概要等を記載した広報・説明用リーフレットを作成し、工事着手時期に提出する。なお、作成部数は1,000部とする。なお、説明用リーフレットの著作権は市に帰属する。

2.1.4 使用材料等

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）等の規格が定められているものは、それを使用すること。また、生コンクリート製造業者は、JIS 指定工場であること。

2.1.5 ユーティリティ条件

2.1.5.1 電気

リサイクルセンターから引き込む。

2.1.5.2 上水道

リサイクルセンターから引き込む。

2.1.6 提出書類

2.1.6.1 実施設計書

設計完了後に、以下の実施設計書を市に提出すること。

- ・実施設計図・・・・・・・・見開き A1 版製本：3 部
見開き A3 版製本：5 部
電子ファイル：1 式

（工種別及び土木、建築（本体、電気、設備）、プラント（機械、電気））

- ・数量計算書・・・・・・・・5 部
- ・設計計算書・・・・・・・・5 部
- ・要求水準及び提案内容を満足していることが確認できる資料・・・5 部
- ・設計の根拠資料・・・・・・・・5 部
- ・建設工事費内訳書・・・・・・・・5 部

- ・その他必要資料

2.1.6.2 施工計画書

工事着工前に、体制表，工程表，施工要領，材料・仕様，品質管理，安全管理，写真記録，検査・試験計画等を記載した施工計画書を市に提出すること。

2.1.6.3 実績報告書

各年度工事完了後に，以下の実績報告書を市に提出すること。

- ・出来高図・・・・・・・・見開き A1 版製本：3 部
見開き A3 版製本：5 部
電子ファイル：1 式
(工種別及び土木，建築（本体，電気，設備），プラント（機械，電気）)
- ・出来高数量・・・・・・・・5 部
- ・設計計算書・・・・・・・・5 部
- ・検査及び試験成績書・・5 部
- ・品質管理記録・・・・・・・・5 部
- ・工事記録写真・・・・・・・・5 部
- ・その他必要資料

2.1.6.4 竣工図書

工事完了後に，以下の竣工図書を市に提出すること。

- ・竣工図・・・・・・・・見開き A1 版製本：3 部
見開き A3 版製本：5 部
電子ファイル：1 式
(工種別及び土木，建築（本体，電気，設備），プラント（機械，電気）)
- ・出来高数量・・・・・・・・5 部
- ・設計計算書・・・・・・・・5 部
- ・検査及び試験成績書・・5 部
- ・品質管理記録・・・・・・・・5 部
- ・工事記録写真・・・・・・・・5 部
- ・保証書・・・・・・・・5 部
- ・機器台帳・・・・・・・・5 部
- ・その他必要資料

2.1.7 市の立会い

市は，材料検査，各設備の施工時の立ち入り調査，及び，重要設備の完工確認を行うこととする。実施方法については協議する。

第2節 本施設に関する技術要件

2.2.1 本施設の機能

本施設の基本的機能（容量，埋立作業，安定化）の他に，自然環境との調和および公害・災害対策の面から，次のような機能を有する施設とすること。

①容量の確保

必要な埋立容量を持つこと。

②良好な作業性

搬入される廃棄物を円滑に埋立処分できる良好な作業性を有すること。

③廃棄物の無害化・安定化

埋立した廃棄物が早期に無害化・安定化する埋立構造とすること。

④公害防止

埋立期間中ならびに埋立終了後を通じて公害源とならぬこと。特に，衛生害虫，鳥への対策，悪臭防止に十分に配慮し，また，しゃ水工については，公共水域，地下水への影響を未然に防止できる機能を有すること。

⑤災害防止

埋立期間中ならびに埋立終了後を通じて防災上安全な施設とすること。

⑥廃棄物の量・質の管理

受入廃棄物の量・質を適切に管理できる施設であること。

⑦維持管理の容易性

搬出入管理，浸出水処理施設運転管理及び事務作業等，維持管理の適切化・効率化が図れる施設であること。

⑧環境影響の拡大防止

地下水等の周辺環境への汚染が確認された場合，その拡大を防止する措置をとること。

2.2.2 主要施設の技術的要件

本施設を設計・建設するにあたり特に以下の技術的要件を満足すること。

2.2.2.1 埋立処分容量

- ①埋立処分容量は，本事業期間の計画埋立廃棄物を生活環境保全上支障が生じない方法で埋立処分可能とし，また，そのために必要な覆土等を考慮した容量を有すること。
- ②「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。

2.2.2.2 貯留構造物

- ①貯留構造物は，最終処分場に埋立てた廃棄物の流出を防ぐとともに，豪雨等による崩壊

- を防ぎ、安全に貯留できる構造とすること。
- ②貯留構造物は、埋立地内で発生する浸出水の最終処分場外部への流出防止、及び埋立地内の浸出水を貯留可能な構造とすること。
 - ③最終覆土面が、貯留構造物天端高を超えないよう計画すること。なお、最終覆土厚は中間覆土厚と合わせて1.0mで計画すること。
 - ④盛土に先立ち、試験盛土を行い、所要の締固め度が確保できることを確認すること。
 - ⑤土質改良をセメントにより行う場合は、六価クロムに対する安全性を確認すること。
 - ⑥最終埋立形状を考慮し、長期的な沈下に対し十分な検討を行うこと。
 - ⑦法面の安定を考慮し、適切な植栽を計画すること。

2.2.2.3 シャ土工

(1) シャ土工

- ① シャ土工は、埋立地の地形や現地盤の透水係数及び地下水等の状況に応じて、埋立地内の浸出水が外部へ漏水しない構造とし、万が一の場合にも外部環境への影響を防止できる機能を有すること。
 - ② シャ土工の設計・施工にあたっては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和53年総理府・厚生省令第1号）の一部を改正する命令（平成10年総理府・厚生省令第2号）に定める「シャ土工に関する構造基準」を満足する構造とすること。
 - ③ シャ水シートは、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領 社団法人全国都市清掃会議表5.2-1 最終処分場で使用する遮水シートの目安一覧」に示す品質以上の材料であること。全ての項目に対し、試験成績書（公的機関を原則とする）を提出すること。
 - ④ 粘土等の層による場合は、安定した品質の確保に留意し、施工方法を計画すること。
 - ⑤ シャ水シート以外のシャ土工については、原則として、使用する材料を用いた試験施工を行い、透水係数を確保していること及び施工性を確認すること。
 - ⑥ 保護マットは、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領 社団法人全国都市清掃会議表5.2-7 保護マットの目安一覧」に示す品質以上の材料であること。全ての項目に対し、試験成績書（公的機関を原則とする）を提出すること。なお、上部保護マットについては遮光性長繊維不織布を基本とする。
 - ⑦ シャ水シート・保護マットの重ね幅及び接合幅は、熱溶着、接着剤、縫製等の各工法に見合った適切な幅を確保する。なお、接合幅については、熱溶着の場合は、シャ水シート40mm以上、保護マット60mm以上を基本とし、接着剤の場合は、シャ水シート100mm以上を基本とする。
 - ⑧ 3枚重ね部は、水密性に十分に配慮し適切な補強を行うこと。
 - ⑨ 接合部の施工に対しては、全数検査（重ね幅、接合性〔加圧検査、容器検査、テープ検査、電気検査等による〕）を実施すること。
 - ⑩ 下地は、丁寧に抜根、雑草の種子除去及び不陸整正、締固めを行い、凹凸、段差、亀裂等が存在しない安定した地盤とすること。また、天候による劣化に対しても配慮すること。
 - ⑪ シャ土工の破損に対する修復方法については、計画する修復方法による実証設備あるいはその他の方法により得られたデータの評価結果を有すること。
 - ⑫ 「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。
- #### (2) シャ土工破損（漏水）検知設備
- ① 廃棄物埋立開始時点から引渡しまでの期間に渡って、シャ水機能が維持されているかどうかを観測・管理できる設備を導入すること。
 - ② 本設備は早期にシャ水シート等の破損、漏水が検知できること。
 - ③ 「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。
- #### (3) 有害物質の溶出
- ① 「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。

2.2.2.4 浸出水（保有水）等の集排水

- ①設計に使用する降雨データは，四日市観測所のデータを使用し，最低でも直近から過去15年間とすること。
- ②集排水管の支線の配管ピッチは20m以内とすること。
- ③管径の大きさ及び配管周辺の被覆材の形状は，沈殿物やスケールによる目詰まり防止，空気の流入等を十分に考慮し計画すること。
- ④十分な耐久性を有する構造の管渠等を設けること。
- ⑤管内は，常に水深が50%以下となるよう設計すること。
- ⑥将来，最終処分場を廃止する時点で集排水設備で集水した浸出水等が自然放流できる構造とすること。
- ⑦「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。

2.2.2.5 発生ガスの排除

- ①埋立廃棄物を十分に考慮し，仕様（管径等），設置数等を計画すること。
- ②「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。

2.2.2.6 浸出水処理施設

- ①埋立処分地で発生する浸出水を計画水質に処理する能力を有すること。
- ②水質保証値については，「排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）」及び「ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年施行）」、「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号），その他関係法令に準拠すること。なお，以下の項目については，表中の値とする。

表 2-1 放流水質

| 項目 | 放流水質 |
|-----|-------------|
| PH | 6.0～8.0 |
| BOD | 10mg/リットル以下 |
| COD | 20mg/リットル以下 |
| SS | 10mg/リットル以下 |
| T-N | 10mg/リットル以下 |
| 総リン | 1mg/リットル以下 |

- ③既存の浸出水処理施設を改良する，もしくは，新規に整備して，既存の最終処分場の浸出水と合わせて処理を行うこと。既存の浸出水処理施設を改良して使用する場合には，施設規模は原則450t/日以下とする。また，新規に整備する場合は，既存の浸出水処理施設を解体し適切に処分すること。
- ④各最終処分場の浸出水を1箇所にて各々サンプリングできるように計画する。
- ⑤「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。

2.2.2.7 浸出水調整池

- ①既存の最終処分場及び新規の最終処分場の浸出水を合わせて流入し、計画した浸出水処理設備の処理能力に適合するように、浸出水の量及び水質を調整できること。
- ②設計に使用する降雨データは、四日市観測所のデータを使用し、最低でも直近から過去15年間とすること。なお、事業期間を通して日降水量時系列において埋立処分地での内部貯留が発生しないこと。
- ③既存の浸出水調整池は使用可能とする。なお、全て新規に整備する場合は、既存の浸出水調整池を解体すること。
- ④水張り試験を行い、防水性を確認すること。
- ⑤攪拌機能や沈泥の除去作業を考慮すること。
- ⑥「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠すること。

2.2.2.8 被覆施設

被覆施設を設ける場合は、以下とすること。

- ①暴風雨、地震等に対し、安定した構造とすること。
- ②散水機能を設け、運営期間中は適切に散水すること。
- ③自己搬入車の搬入に配慮し、室内環境を良好に保つこと。
- ④埋立完了後は、被覆施設の撤去を行い、雨水の流入が可能な自然状態を確保すること。
- ⑤「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領」に準拠すること。

2.2.3 管理施設の技術的要件

本施設を設計・建設するにあたり特に以下の技術的要件を満足すること。

2.2.3.1 搬入管理施設

- ①リサイクルセンター編を参照すること。

2.2.3.2 地下水モニタリング設備

地下水モニタリング設備の設置は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和53年総理府・厚生省令第1号）の一部を改正する命令（平成10年総理府・厚生省令第2号）に準拠すること。なお、実施設計時にあたっては、位置選定理由を明確にすること。

また、既存施設である中谷処分場のモニタリング設備を適切に閉鎖するとともに、中谷処分場堰堤の法尻付近にモニタリング井戸を新たに設置すること。なお、位置決定については、新規同様に位置選定理由を明確にすること。

その他、施設整備に伴い西谷処分場のモニタリング設備を移動する必要がある場合は、現在の設備を適切に閉鎖するとともに、新規のモニタリング設備を設置すること。なお、位置決定については、新規同様に位置選定理由を明確にすること。

2.2.3.3 記録管理設備

受入廃棄物の搬入管理記録、環境管理記録、保守管理・補修等の記録管理については、電

子ファイル化すること。なお、記録項目、保存方法及びフォーマット等、引渡基準については、事業者の提案を参考に、市において定めるものとする。

2.2.4 関連施設の技術的要件

本施設を設計・建設するにあたり特に以下の技術的要件を満足すること。

2.2.4.1 飛散防止設備及び門扉・囲障設備

以下の機能を有する設備を設置すること。

- ①埋立作業時に風によって飛散する廃棄物（フィルム状のプラスチック類等）の最終処分場外への飛散防止設備
- ②安全管理のため、最終処分場内への第三者の進入防止設備
- ③景観に配慮した門扉， 囲障設備

2.2.4.2 防災調整池

- ①既存の防災調整池を使用する。よって、既存の防災調整池容量に見合った開発を行うこと。

2.2.4.3 場内道路

- ①搬出入車の仕様を十分に考慮し、ルート，線形，幅員，舗装構成等を決定すること。なお，舗装構成は，CBR 試験を行い，経済性を考慮して決定すること。
- ②計量時の待車等により，搬出入車が阻害されない計画とすること。
- ③自己搬入車両等の安全を考慮し，適切な位置に標識，カーブミラー，照明等を設置するとともに，ルート，線形，幅員，道路構造等を決定すること。なお，幅員は，原則として，対面交通を可能とする。

2.2.4.4 洗車設備

最終処分場外周辺の環境に対する配慮から，埋立地にごみを搬入した車両，覆土搬入車両及び工事用車両の車体やタイヤ等に付着した土砂やごみを公道に出る前に除去する機能を有する洗車設備を設けること。

なお，洗車設備の形式はプール式または同等以上の機能を有するものとする。

洗車排水は，浸出水と同様に処理すること。

2.2.4.5 散水設備

防火対策及び植栽の維持管理また道路清掃等を考慮し，適切な位置に散水設備を設けること。

第3節 完工確認

事業者は、本施設完成後、市の完工確認を受けること。なお、「完工確認要領書」は、事業者により作成し、市の承諾を受けるものとする。確認の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任においてすみやかに改善する。

浸出水処理施設の計画水質及び処理量については、原則として、工場検査等の検査結果及び「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠する方法により、確認する。

表 2-2 完工確認（参考）

| 番号 | 確認項目 | 確認内容 | 確認方法 | 評価基準 | 備考 |
|----------------|----------|-----------------|-------------|---------------------|-----------|
| 1 | 埋立容量 | 埋立容量の確保 | 測量 | 所定の埋立容量が確保されていること | |
| 2 | 貯留構造物 | 形状 | 測量検査 | 国、県等の品質基準書による | |
| | | クラック、段差 | 目視検査 | 確認されないこと。 | |
| | | 廃止後の排水機能 | 通水検査 | 通水が確認されること | |
| 3 | しゃ水工 | しゃ水シート品質 | 書類検査 | 提案内容との整合 | 室内検査を実施する |
| | | しゃ水シート接合部 | 書類検査 | 提案内容との整合 | 施工検査を実施する |
| | | しゃ水シート接合部（接合性） | 書類検査 | 全数の接合が確認されること | 施工検査を実施する |
| | | 保護マット品質 | 書類検査 | 提案内容との整合 | 室内検査を実施する |
| | | 保護マット接合部 | 書類検査 | 提案内容との整合 | 施工検査を実施する |
| | | シート以外のしゃ水層品質 | 書類検査 | 提案内容との整合 | 施工検査を実施する |
| | | 基盤との離反 | 手・足で押さえ確認する | 著しい空隙または引張が確認されないこと | |
| しゃ水工破損（漏水）検知設備 | 目視検査 | 所定の能力が確保されていること | 施工検査を実施する | | |
| 4 | 浸出水集排水設備 | 通水 | 通水検査 | 通水が確認されること | |
| 5 | 発生ガス処理設備 | ガス流通 | 目視検査 | 傾き、目詰まり等が確認されないこと | |
| 6 | 浸出水処理施設 | 浸出水の導水 | ポンプ等導水設備の稼働 | 所定の導水能力が確認されること | |
| | | 処理能力 | 試運転 | 安定稼働の確認 | |
| 7 | 浸出水調整池 | 形状 | 測量検査 | 所定の容量が確保されていること | |
| | | 貯留能力 | 水張り検査 | 漏水のないこと | |
| 8 | 洗車設備 | 洗車能力 | | 所定の能力が確保されていること | |
| 9 | その他 | | | 原則として、書類検査による | |

第3章 施設の維持管理・運営に関する要件

本要求水準書は、既設及び新設の最終処分場（以下、本章において本施設とする。）を適切に運営するために考慮すべき最低限の内容を示すものである。したがって、本要求水準書に記載する要件以外であっても、本施設を運営する上で当然必要と思われるものについては、事業者の提案に委ねるものである。

運営状況について、市は別途監視を行うが、その方法等については、事業契約において定めるものとする。また、施設譲渡時の引渡基準についても、事業契約において定めるものとする。

事業者は、本施設の機能が十分発揮できるように以下の管理を十分行うこと。

第1節 本施設の維持管理・運営に関する基本的事項

3.1.1 設計図書

本施設の維持管理・運営にあたっては、次の図書に基づき行うこと。

- ①事業契約書
- ②本要求水準書
- ③本事業における事業者の提案図書
- ④本事業における事業者の提案参考図書
- ⑤その他、市が指示するもの

3.1.2 維持管理・運営の基本条件

- ①関係法令等を遵守し、適切な運営を行うこと。
- ②定期的な施設管理、予防保全を実施し、施設が有する機能及び性能等を保つこと。
- ③合理的かつ効率的な事業実施に努めること。
- ④環境汚染の発生の未然防止に努めること。
- ⑤施設の環境を安全、快適に保ち、作業員、見学者等の健康被害を未然に防止すること。
- ⑥作業員に対し、廃棄物の受入作業、埋立作業、施設の維持管理について、定期的な教育指導を行うこと。
- ⑦埋立地内を含めた施設全体の美観の保持に配慮すること。
- ⑧現場環境状況に対応した適切な維持管理を行うこと。
- ⑨市への報告を適切に行うこと。
- ⑩運営に必要な資格者を確保すること。
- ⑪計画的な埋立を行い、埋立作業場所の最小化を図ること。

⑫埋立作業及び重機の走行等では、しゃ水シートの破損防止に配慮すること。

3.1.3 提出書類

本施設の維持管理・運営に関する提出書類は、以下のとおりとする。なお、詳細な内容については、市と協議の上、市の承諾を得たものとする。

また、市の承諾を得た提出書類の一覧・内容・様式等については、事業契約に定める運営マニュアルに取りまとめるものとする。

表 3-1 維持管理・運営に関する提出書類

| 項目 | 提出頻度 | 備考 |
|--------------------------------------|-----------|----------|
| 受入れ基準 | 事業開始時 | 必要に応じ見直し |
| 搬入管理マニュアル | 事業開始時 | 必要に応じ見直し |
| 埋立作業マニュアル | 事業開始時 | 必要に応じ見直し |
| 浸出水処理施設運転マニュアル (浸出水処理施設の整備内容に基づく) | 事業開始時 | 必要に応じ見直し |
| 緊急事態マニュアル | 事業開始時 | 必要に応じ見直し |
| 施設の維持管理マニュアル | 事業開始時 | 必要に応じ見直し |
| 搬入管理計画書 | 毎年 | |
| 搬入管理結果報告書 | 毎年, 毎月 | 日報作成 |
| 料金徴収報告書 (不燃・粗大ごみ処理施設の提出書類として報告) | 毎月 | 日報作成 |
| 埋立作業計画書 | 毎年 | |
| 埋立作業結果報告書 | 毎年, 毎月 | 日報作成 |
| 浸出水処理施設運転計画書 | 毎年 | |
| 浸出水処理施設運転結果報告書 | 毎年, 毎月 | 日報作成 |
| 環境管理計画書 | 毎年 | |
| 環境管理報告書 | 毎年, 毎月 | |
| 点検計画書 | 毎年 | |
| 点検結果報告書 | 毎年, 毎月 | 日報作成 |
| 補修計画書 | 毎年, 補修前月 | |
| 補修結果報告書 | 毎年, 補修後 | |
| 廃止に係るモニタリング計画書 | 埋立終了前から毎年 | |
| 廃止に係るモニタリング結果報告書 | 毎年, 毎月 | 日報作成 |
| 埋立地内景観写真 | 毎月 | |
| その他 | | |

第2節 既設最終処分場の維持管理・運営に関する技術的要件

事業者は、既設最終処分場の機能が十分発揮できるように以下の管理を十分行うこと。

3.2.1 既設最終処分場の維持管理・運営に関する業務期間

事業者は、以下の期間について、既設最終処分場の維持管理・運営を行うこと。

(1) 準備期間

事業者は、平成23年4月から既設最終処分場の維持管理・運営を実施することが可能となるよう、平成23年4月までに、既設最終処分場の維持管理・運営に関する業務の引継を市より受けること。

(2) 管理・運営期間（埋立期間）

事業者は、平成23年4月から既設最終処分場の埋立終了まで、以下に示す既設最終処分場の管理・運営を実施すること。

3.2.2 廃棄物の受入業務

3.2.2.1 廃棄物の確認

事業者は、搬入される土砂ガレキに対し、市が定める場所において廃棄物を展開し、毎年度市が定める受入基準（別紙12参照）に基づき廃棄物の確認を行うこと。もしも、不適物の混入が確認されたら、適切に除去し、その処理について、市と協議すること。

3.2.2.2 搬入車両の誘導

事業者は、安全に搬入が行われるよう、必要に応じ、搬入車両を誘導・指示すること。

3.2.3 廃棄物の埋立業務

3.2.3.1 埋立作業

- ①埋立作業管理は、埋立廃棄物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案すること。
- ②ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止、及び景観等環境保全の対策を目的に、毎日埋立作業終了時に覆土等を施すこと。覆土等に用いる材料及びその厚みは、市が従来から使用している標準的な山土と同等とし、選定に当たっては市の承諾を得ること。
- ③埋立状況を把握するため、「最終処分場残余容量算定マニュアル」（平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づく、残余容量の算定を行うこと。なお、埋立途中時点での残余容量の算定については、年2回以上の埋立地内の測量により実施すること。
- ④しゃ水工の損傷に配慮し、重機の走行（急激な切替し等）、しゃ水シート近辺での埋立作業に十分に注意すること。
- ⑤廃棄物を計画的に順序良く埋立し、埋立作業場所の最小化に努めること。
- ⑥埋立工法は、セル工法とすること。

3.2.3.2 埋立作業重機

埋立作業に必要な重機は事業者が確保すること。

3.2.3.3 埋立作業時間

埋立作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこと。

3.2.4 浸出水処理施設の運転管理業務

- ①市が定める公害防止基準を遵守した水質を確保すること。
- ②備品、什器、物品、用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に調達・管理すること。
- ③気象条件に合った適切な管理を行うこと。

3.2.5 施設の維持管理業務

既設最終処分場を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を行うこと。なお、浸出水処理施設、洗車設備等、設備の維持管理については、「表 3-2 修繕の項目」に示す、点検及び法令で定められた点検及び補修をいう。

3.2.5.1 点検

- ①点検については、日常点検、定期点検、法定点検等の内容（項目、頻度等）を記載した「点検計画書」を作成し、市に提出し、承諾を得ること。
- ②「点検結果報告書」を作成し、市に報告、提出すること。
- ③予備品、消耗品は常に備蓄し、必要の際には支障なく使用できるように適切に建屋内に管理すること。
- ④維持管理用機材は常に整備し、使用の際にはその性能を十分に発揮できるように管理すること。

3.2.5.2 補修

- ①「補修計画書」は点検結果をもとに作成し、市の承諾を得た後実施すること。
- ②「補修結果報告書」を作成し、市に報告の上適切に管理すること。
- ③改良保全（表 3-3参照）及び施設性能の維持及び向上に対し、採用する新技術については、以下のとおりとする。
 - ・事業期間中の改良保全や新技術の採用については、事業者からの提案とする。
 - ・提案内容に関し、財産処分を含め市において判断・了承する。
 - ・改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者にて調整する。

なお、既設最終処分場の浸出水処理施設を、新設最終処分場の浸出水処理施設として使用するために、平成 23 年 4 月までに既設最終処分場の浸出水処理施設に対して補修及び改良保全を行う場合は、本要求水準書第 2 章「2.2.2.6 浸出水処理施設」によるものとする。

表 3-2 修繕の項目

| 作業区分 | | 概要 | 作業内容 | |
|--------------|---------------------------|--|---|------------------------------------|
| 点検 | 日常点検 | 給油・点検清掃など簡易な保全作業により使用設備の維持管理をする。 | 給油・点検・清掃作業 | |
| | 定期点検 | 設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、三ヶ月点検等）を行い、故障を未然に防止する。 | 巡回点検（日常保全のチェックと指導を併せて実施） | |
| 補修工事 | 予防保全 （オーバーホール、中間点検の補修） | 設備の異常を予知して、定期的に点検検査または部分取替を行い、突発故障を未然に防止する（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。 | ・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等 | |
| | | 更正修理（補修） | 設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う修理をいう）。 | 設備の分解→各部点検→部品の修正または取替→組付→調整→精度チェック |
| | | 予防修理 | 異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。 | 日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理 |
| | 事後保全 | 緊急事故保全（突発修理） | 設備が故障して停止した時、または性能が著しく劣化した時に早急に復元する。 | 突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理 |
| 通常事後保全（事後修理） | | 経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。 | 故障の修理、調整 | |

注記）・表中の業務は、プラント機械・電気設備、建築機械・電気設備のいずれにも該当する。

表 3-3 改良保全の内容

| 作業区分 | 概 要 | 作業内容 |
|-------|--|----------------------|
| 改良修理 | 設備の体質改善により，信頼性・安全性・操作性・経済性・保全性の向上を図る。 | 設備の機構や材質に関する改善のための修理 |
| 見直し工事 | 稼動中のラインに対して，計画的に劣化状況を把握し，異常劣化箇所について，最新の技術を取り入れた改良修理を行い，設備の信頼性・保全性の向上を図る。 | |

3.2.6 施設の情報管理業務

3.2.6.1 記録管理

受入廃棄物の搬入管理記録，環境管理記録，点検・補修記録等の記録管理については，原則として，市の様式を継続使用するものとし，市の承諾を得た様式にて行うこと。また，記録については電子ファイル化すること。なお，記録項目，保存方法及びフォーマット等，引渡基準については，事業契約において定めるものとする。

3.2.6.2 業務の報告

受入廃棄物の搬入管理記録，環境管理記録，点検・補修記録等の記録管理については，市に報告すること。また，定期的な報告以外に，住民からの苦情及び事故，その他市が報告を要求する場合は速やかに報告すること。

3.2.6.3 施設情報管理

- ①事業者は，本施設に関する各種マニュアル，図面等を事業期間に渡り適切に管理すること。
- ②事業者は，補修，機器更新等により，本施設に変更が生じた場合は，各種マニュアル，図面等を速やかに変更すること。

3.2.7 施設的环境管理業務

最終処分場に埋立てた廃棄物，浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように，「環境管理計画書」を作成し，市の承諾を得ること。「環境管理計画書」に基づき，定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。なお，測定項目は別紙 13 に示す内容について実施すること。

3.2.8 その他関連業務

3.2.8.1 業務引継

事業者は、既設最終処分場の維持管理・運営に関して必要な業務の引継を市より受けること。

3.2.8.2 見学者対応

見学者への対応については、市が受付を行う小学生や市民の見学等に対し、市に協力すること。

3.2.8.3 清掃

浸出水処理施設，搬入・場内道路等，場内は常に清潔に保つこと。

3.2.8.4 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により，多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して，その処理を市が実施しようとする場合，その処理・処分に協力すること。

3.2.8.5 労働安全

①労働安全衛生法等関係法令に基づき，職場における労働者の安全と健康を確保するとともに，快適な職場環境の形成を推進すること。

②作業行動の安全を図り，慣れによる労働災害の発生がないように，快適な管理を行うこと。

3.2.8.6 植栽管理

事業者は，埋立地法面を含む場内の植栽について，適切に管理すること。

第3節 新設最終処分場の維持管理・運営に関する技術的要件

事業者は、新設最終処分場の機能が十分発揮できるように以下の管理を十分行うこと。

3.3.1 新設最終処分場の維持管理・運営に関する業務期間

事業者は、以下の期間について、新設最終処分場の維持管理・運営を行うこと。

(1) 準備期間

事業者は、平成 26 年 4 月から新設最終処分場の維持管理・運営を実施することが可能となるよう、平成 26 年 4 月までに、新設最終処分場の維持管理・運営に関する準備を行うこと。

(2) 管理・運営期間（埋立期間）

事業者は、平成 26 年 4 月から平成 41 年 3 月まで、以下に示す新設最終処分場の管理・運営を実施すること。なお、新設処分場が平成 41 年 3 月までに埋立終了となる場合については、埋立終了までの期間とする。

3.3.2 廃棄物の受入業務

3.3.2.1 廃棄物の確認

事業者は、搬入される土砂ガレキに対し、市が定める場所において廃棄物を展開し、毎年度市が定める受入基準（別紙 12 参照）に基づき廃棄物の確認を行うこと。もしも、不適物の混入が確認されたら、適切に除去し、その処理について、市と協議すること。

3.3.2.2 搬入車両の誘導

事業者は、安全に搬入が行われるよう、必要に応じ、搬入車両を誘導・指示すること。

3.3.3 廃棄物の埋立業務

3.3.3.1 埋立作業

①埋立作業管理は、埋立廃棄物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案すること。

②ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止、及び景観等環境保全の対策を目的に、毎日埋立作業終了時に覆土等を施すこと。覆土等に用いる材料及びその厚みは、前述した機能が発揮できるよう十分考慮すると共に、廃棄物埋立容量を確保し、選定・設定すること。

③埋立状況を把握するため、「最終処分場残余容量算定マニュアル」（平成 17 年 3 月 環境

省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づく，残余容量の算定を行うこと。なお，埋立途中時点での残余容量の算定については，年2回以上の埋立地内の測量により実施すること。

- ④しゃ水工の損傷に配慮し，重機の走行（急激な切替し等），しゃ水シート近辺での埋立作業に十分に注意すること。
- ⑤廃棄物を計画的に順序良く埋立し，埋立作業場所の最小化に努めること。

3.3.3.2 埋立作業重機

埋立作業に必要な重機は事業者が確保すること。

3.3.3.3 埋立作業時間

埋立作業時間は，午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。

3.3.4 浸出水処理施設の運転管理業務

- ①公害防止基準を遵守した水質を確保すること。
- ②備品，什器，物品，用役を常に安全に保管し，必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。
- ③気象条件に合った適切な管理を行うこと。

3.3.5 施設の維持管理業務

最終処分場を構成する各施設が，その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を行うこと。なお，浸出水処理施設，洗車設備等，管理棟電気・機械設備等，設備の維持管理については，「表 3-2 修繕の項目」に示す，点検及び法令で定められた点検及び補修をいう。

3.3.5.1 点検

- ①点検については，日常点検，定期点検，法定点検等の内容（項目，頻度等）を記載した「点検計画書」を作成し，市に提出し，承諾を得ること。
- ②「点検結果報告書」を作成し，市に報告，提出すること。
- ③予備品，消耗品は常に備蓄し，必要の際には支障なく使用できるように適切に建屋内に管理すること。
- ④維持管理用機材は常に整備し，使用の際にはその性能を十分に発揮できるように管理すること。

3.3.5.2 補修

- ①「補修計画書」は点検結果をもとに作成し、市の承諾を得た後実施すること。
- ②「補修結果報告書」を作成し、市に報告の上適切に管理すること。
- ③改良保全（表 3-3参照）及び施設性能の維持及び向上に対し、採用する新技術については、以下のとおりとする。
 - ・管理運営事業期間中の改良保全や新技術の採用については、事業者からの提案とする。
 - ・提案内容に関し、財産処分を含め市において判断・了承する。
 - ・改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者にて調整する。

3.3.6 施設の情報管理業務

3.3.6.1 記録管理

受入廃棄物の搬入管理記録、環境管理記録、点検・補修記録等の記録管理については、電子ファイル化すること。なお、記録項目、保存方法及びフォーマット等、引渡基準については、事業契約において定めるものとする。

3.3.6.2 業務の報告

受入廃棄物の搬入管理記録、環境管理記録、点検・補修記録等の記録管理については、市に報告すること。また、定期的な報告以外に、住民からの苦情及び事故、その他市が報告を要求する場合は速やかに報告すること。

3.3.6.3 施設情報管理

- ①事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間に渡り適切に管理すること。
- ②事業者は、補修、機器更新等により、本施設に変更が生じた場合は、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

3.3.7 施設的环境管理業務

最終処分場に埋立てた廃棄物、浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、「環境管理計画書」を作成し、市の承諾を得ること。「環境管理計画書」に基づき、定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。なお、測定項目は別紙 13 に示す内容について含むものとする。

特に、浸出水、浸出水処理水及び地下水等については、事業終了年度まで継続的なモニタリングを実施すること。

3.3.8 その他関連業務

3.3.8.1 見学者対応

- ①見学者への対応については、市が受付を行う小学生や市民の見学等に対し、市に協力すること。
- ②見学者説明用として、パンフレット（A4版カラー6ページ程度、年間5,000部を上限とし、内訳は日本語4,000部、スペイン語・ポルトガル語300部、英語・中国語200部とする。日本語については、漢字に読み仮名をふること。）、説明用パネルを作成すること。内容について、市と協議の上、決定する。

3.3.8.2 清掃

浸出水処理施設、搬入・場内道路等、場内は常に清潔に保つこと。

3.3.8.3 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、その処理・処分に協力すること。

3.3.8.4 労働安全

- ①労働安全衛生法等関係法令に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進すること。
- ②作業行動の安全を図り、慣れによる労働災害の発生がないように、快適な管理を行うこと。

3.3.8.5 植栽管理

事業者は、埋立地法面を含む場内の植栽について、適切に管理すること。

第4章 埋立終了後の施設の管理に関する要件

第1節 既設最終処分場の埋立終了後の管理に関する技術的要件

4.1.1 事業期間

事業者は、既設埋立処分場の埋立終了後から平成43年3月までの期間、既設最終処分場の廃止にむけた管理を行うこと。なお、既設最終処分場が平成43年3月までに廃止される場合は、廃止までの期間とする。

4.1.2 既設最終処分場に係る最終覆土業務

事業者は、埋立終了後、1.0mの最終覆土を行うものとする。

- ①最終覆土の施工は、既設最終処分場の計画する埋立容量に達した後、速やかに行うこと。
- ②最終覆土には、降雨の浸食に対し抵抗が強く、透水性が小さくかつ植生に適した土を用いること。また、最終覆土の施工にあたっては、埋立地の開口部を覆い、転圧締固めを十分に行うこと。
- ③ガス抜き設備を設置すること。なお、草木等が枯れることのないよう計画すること。

4.1.3 埋立終了後の管理期間における施設の管理業務

事業者は、既設最終処分場の管理期間において、廃止に関するモニタリングとそれに関する施設の維持管理を行うこと。

廃止に関するモニタリングは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和53年総理府・厚生省令第1号）の一部を改正する命令（平成10年総理府・厚生省令第2号）に準拠すること。

施設の維持管理は、「第3章 第2節 既設最終処分場の維持管理・運営に関する技術的要件」に準拠すること。

第2節 新設最終処分場の埋立終了後の管理に関する技術的要件

4.2.1 事業期間

事業者は、平成41年3月から平成43年3月までの期間、新設最終処分場の廃止にむけた管理を行うこと。

4.2.2 新設最終処分場に係る最終覆土業務

事業者は、埋立終了後、中間覆土厚と合わせて、1.0m以上の最終覆土を行うものとする。

①最終覆土の施工は、計画する埋立容量に達した後、速やかに行うこと。

②最終覆土には、降雨の浸食に対し抵抗が強く、透水性が小さくかつ植生に適した土を用いること。また、最終覆土の施工にあたっては、埋立地の開口部を覆い、転圧締固めを十分に行うこと。

③ガス抜き設備を設置すること。なお、草木等が枯れることのないよう計画すること。

4.2.3 埋立終了後の管理期間における施設の管理業務

事業者は、新設最終処分場の管理期間において、2年間の廃止に関するモニタリングとそれに関する施設の維持管理を行うこと。

廃止に関するモニタリングは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和53年総理府・厚生省令第1号）の一部を改正する命令（平成10年総理府・厚生省令第2号）に準拠すること。

施設の維持管理は、「第3章 第3節 新設最終処分場の維持管理・運営に関する技術的要件」に準拠すること。